

令和6年9月～令和7年8月

高来中学校部活動振興会代表者会

令和6年9月3日（火）19：00～20：00

- 1 会長あいさつ
- 2 外部指導者紹介
- 3 部活動地域移行について
- 4 会則・部活動規定について
- 5 その他

諫早市運動部活動 地域移行の流れについて

1. 諫早市の運動部活動地域移行推進計画について

・ R 5 ~ R 7 (推進期)

《休日の部活動の地域移行》

○部活動

- ・ 休日の運動部活動 → 指導者・保護者へ移行
- ・ 東西南北ブロック及び近隣校との拠点校部活動の推進。
- ・ 休日 → 各競技での合同部活動会の推進。



・ R 8 ~ R 1 2 (発展期)

《平日の部活動の地域移行・地域スポーツの構築》

○部活動 → 地域移行

- ・ 平日の運動部活動 → 指導者・保護者へ移行
- ・ 運動主体 (受け皿) への移行。
- ・ 平日、休日 → 活動組織の地域クラブ移行



☆行政の動き

- ・ チーム登録の整備
- ・ 会場借用の規約作り
- ・ 教職員の兼職兼業の整備
- ・ 指導者研修の整備、開催
- ・ コーディネーターの整備、配置
- ・ 各競技団体の連携、整備
- ・ 指導者バンクの整備
- ・ スポーツコミッションの準備、配置 (国内外より県内の大会や合宿の誘致)

☆行政の動き

- ・ チーム登録の整備
- ・ 会場借用の規約の運用
- ・ 教職員の兼職兼業の確立
- ・ 指導者研修の開催及び啓発
- ・ コーディネーターによる地域移行の充実
- ・ 各競技団体の連携、整備
- ・ 指導者バンクの運用
- ・ スポーツコミッションの確立 (国内外より県内の大会や合宿の誘致)



R 1 3 地域完全移行

◎高来中学校 地域クラブへの移行の形について

令和7年度末 (休日) 地域移行開始 (保護者・外部指導者・競技団体・既存のクラブ・民間クラブ・企業クラブ)

令和12年度末 (平日・休日) 地域クラブによる活動

令和6年度高来中学校部活動振興会組織

1 役員

(令和6年8月末現在)

役 職		氏 名	
会 長	PTA副会長	江越 勇人	
副 会 長	会員より2名選出	本田 奈穂子 (陸上)	村田 和代 (剣道)
顧 問	PTA会長・校長	西村 美晴 (PTA会長)	坂口 剛 (校長)
事 務 局	会員より2名	宮崎 ゆかり (男子バレー)	月元 千春 (箏曲)
〃	教職員より3名	米田 智美 (教頭) 横山 與 (保体) 福田 さおり (保体)	
会 計		米田 智美 (教頭)	
監 事	PTA監事兼任	原口 綾子	末岡 祐子

2 各部顧問及び外部指導者

運 動 部	顧 問 教 師	外 部 指 導 者
陸 上 競 技	平野 優希	
バレーボール男	横山 與	原 龍世
バレーボール女	井上 奈緒	
軟 式 野 球	田中 研郎 ・ 山口 朋也	山口 辰美・原 裕二
ソフトテニス女	堤 淳一・早田 史枝	
卓 球 男	川口 範子	川原 弥晃
バスケットボール男	東本 拓海	森本 康生
剣 道	福田 さおり	
柔 道	西尾 心	木下 宣明
箏 曲	山内 優花・矢野 雅美	吉野 光子
美 術	山田 乃里子・和田 由美子	

輪 番 制

『副会長の順番』

①陸上競技 ②軟式野球 ③バレーボール女 ④音楽 ⑤バレーボール男

令和6年度

⑥ソフトテニス女 ⑦卓球 男 ⑧美術 ⑨バスケットボール男 ⑩剣道 ⑪柔道

令和4年度

令和5年度

令和6年度

『事務局の順番』

①バスケットボール男 ②剣道 ③柔道 ④陸上競技 ⑤軟式野球

令和5年度

⑥バレーボール女 ⑦音楽 ⑧バレーボール男 ⑨ソフトテニス女 ⑩卓球 ⑪美術

令和6年度

3 令和6年度キャプテン (令和6年8月末日現在)

部 名	キャプテン・部長 (年一組)	部 員 数		
		1年	2年	合計
陸上競技男女	木下 雄惺 (3-2)	4	12	16
バレーボール男子	山下 悠海翔 (2-1)	9	2	11
バレーボール女子	川崎 葵結 (2-1)	3	3	6
軟式野球	原 悠惺 (2-1)	11	6	17
ソフトテニス女子	田前 綺華 (2-2)	4	9	13
卓 球	碓 大河 (2-1)	7	1	8
バスケットボール男子	小林 佑斗 (2-2)	6	5	11
剣 道	村田 憲剛 (2-1)	1	2	3
柔 道	新宮 透将 (3-2)	0	1	1
箏 曲	堀田 葵 (3-1)	8	4	12
美 術	小山 結実花 (3-2)	7	12	19
合計	4月末日現在の合計数	60	57	117

1年加入率 82.2%

2年加入率 71.3%

令和5年度高来中学校部活動振興会会計 決算書

1. 収入の部

項目	令和5年度 予算額	令和5年度 決算額	増 減	備 考
1 交付金	180,000	180,000	0	諫早市スポーツ連絡協議会補助金
2 繰越金	397,327	397,327	0	
3 年会費	95,500	95,500	0	
3 雑収入	3	3	0	
合計	672,830	672,830	0	

2. 支出の部

項目	令和5年度 予算額	令和5年度 決算額	増 減	備 考
1 各部活動費	275,000	275,000	0	11部活動×25,000円
2 指導者謝金	-	-		今年度から各部活動費に含めて補助
3 運営補助費	50,000	25,000	△ 25,000	駅伝競技補助
4 予備費	347,830	96,200	△ 251,630	指導者保険、備品修理等
内訳	① 箏曲		3,700	2名
	② ソフトテニス		3,700	2名
	③ 男子バレー		3,700	2名
	④ 男子バスケ		3,700	2名
	バレーネット修理		22,000	経年劣化のため怪我防止
	テニスネット修理		59,400	経年劣化のため破損
総合計	672,830	396,200		

令和5年度 収支決算(次年度へ繰越金)

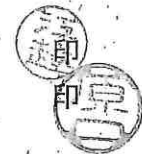
収入決算－支出決算 = ￥ 672,830 - ￥ 396,200 ￥ 276,630

会計監査報告

- 1 帳簿は正確に記帳され、証拠書類も完備されていました。
 - 2 予算執行は、適切に処理されていました。
- 上記の通り相違ないことを認めます。

令和6年3月28日

監事 江越 光
監事 原口 綾子



令和6年度高来中学校部活動振興会会計予算書（案）

1 収入の部

項目	令和5年度予算	令和6年度予算	増減	備考
1 交付金	180,000	180,000	0	諫早市スポーツ連絡協議会補助金
2 繰越金	397,327	276,630	△ 120,697	
3 年会費	95,500	85,500	△ 10,000	500円×171名
3 雑収入	3	3	0	預金利息
合計	672,830	542,133	△ 130,697	

2 支出の部

項目	令和5年度予算	令和6年度予算	増減	備考
1 各部活動費	275,000	220,000	△ 55,000	11部×2万円
2 指導者謝金	-	-	0	※1の各部活動費に含めて支出
3 運営補助費	50,000	50,000	0	駅伝選手栄養費等を含める
4 予備費	347,830	272,133	△ 75,697	九州、全国大会の補助
総合計	397,830	542,133	144,303	

高来中学校部活動振興会規約

第 1 条 名称及び事務局

本会は、高来中学校部活動振興会と称し、事務局を高来中学校に置く。

第 2 条 目 的

本会は、高来中学校の生徒がスポーツや文化的活動を通じて余暇を楽しみ、スポーツ技術と体力の向上に努め、団体活動による調和の精神を培い、生徒の健全なる心身の育成をはかることを目的とする。

第 3 条 事 業

本会は、第 2 条の目的を達するため次の事業を行う。

- 1 各種スポーツ・文化的行事の企画・運営に関する協力・援助。
- 2 部活動振興のための日常活動及び遠征に関する協力・援助。
- 3 その他、本会の目的達成に必要な事業。

第 4 条 会 員

本会の会員は本会の趣旨に賛同し、各部に入会した部員の保護者をもって組織する。

第 5 条 部

本会に必要な部を置く。部に関する運営規定は別に定める。

第 6 条 役 員

本会に次の役員を置く。

会長（支部長）1名 副会長（副支部長）2名 会計1名 監事2名
事務局5名（会員2名・教職員3名） 顧問2名

第 7 条 役員を選出

- 1 会長は、PTA副会長から選出する。
- 2 副会長は、各部より輪番制（別紙：部活動振興会組織参照）で選出する。
- 3 会計は、PTA会計が兼任する。
- 4 監事は、PTA監事が兼任する。
- 5 事務局は、会員より輪番制（別紙：部活動振興会組織参照）で2名、教職員より3名を選出し、会長が委嘱する。
- 6 顧問は、PTA会長と校長が兼任する。

第 8 条 役員の仕事

- 1 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代理する。
- 3 会計は、本会の会計経理を行う。
- 4 監事は、本会の会計事務を監査し、その結果を総会に報告する。
- 5 事務局は、本会の連絡調整及び事務処理を行う。
- 6 顧問は会長の要請により本会の会務に参画し、相談に応じる。

第 9 条 役員の任期

役員の任期は1ヶ年とし、再任を妨げない。役員に欠員が生じた場合は、前任者の残任期間とする。

第10条 会議

会議は、総会と役員会・代表者会・各部会とする。

1 総会は、必要に応じて臨時総会を開くことができるものとする。

1 総会は、代表者会で開催する。総会は、8月下旬に開催する。

2 役員会は年2回とし、規約改正・役員改選・予算・決算・事業計画・その他重事項を審議する。なお、必要に応じて臨時に開くことができるものとする。

3 代表者会は、役員、各部代表者・部活動顧問・コーチを持って構成し、必要に応じて会長が招集し意見交換の場とする。

4 各部会は、部長が必要と認めたときに開催する。

第11条 会計

1 本会の会計は、諫早市スポーツ連絡協議会補助金（文化部対象外）及び個人500円の年会費）によってまかなう。

2 各部活動の部費は、各部において決定する。

第12条 会計年度

本会の会計年度は、毎年9月1日から8月31日までの1年間とする。

第13条 規約の改正

本規約は、総会において出席者の過半数の賛成により改正することができる。

第14条 その他

部員数の少ない部の本会入会に関することについては、当該年度の役員と関係保護者との相談・協議のうえ、決定する。

附 則

第15条 平成18年4月1日より施行する。

令和5年4月28日 第12条の一部を改正する。

<申し合わせ事項>

九州大会・全国大会へ出場する個人・団体の指導者の旅費の補助として、九州大会は5千円、全国大会は1万円を本会予算より支出する。（平成21年10月19日役員会において決定し、平成21年10月23日の代表者会において承認された。）

第14条の内規 部活動の休部・廃部・等に関する規定

(1) 休部

下記の2つの条件のうち1項目でも満たされない場合、休部とする。

- ① 6月末（主として3年生の活動終了時点）に下記の部員数（1・2年で）を確保できていない場合は休部とする。

○運動部

陸上競技	男子または女子が4名以上
バレーボール男子	6名以上
バレーボール女子	6名以上
軟式野球	9名以上
ソフトテニス女子	4名以上
卓球	4名以上
バスケットボール男子	5名以上
剣道	男子または女子が3名以上
柔道	R7年度より廃部

○文化部

箏曲部	3名以上
美術部	3名以上

- ② 休部であっても、練習場所の使用および他校との合意が成立すれば、試合出場することができる。

(2) 休部した部の復活

休部になっていた次の年度の4月末（新入生の入部希望確定時）に（1）①の部員数を確保できた場合は復活することを原則とする。

(3) 廃部

前年度休部になった次の年度6月末に、（1）①の部員数を確保できていない場合は廃部とする。

ただし、中総体に出場できる条件（**合同チーム等**）が整った場合、その年度にかぎり、中総体出場（市・県・九州・全国）まで認める。また、廃部した部は、次年度4月に部員を募集することはできない。

~~※廃部した部については、永久的に部がなくなるということではなく、時代状況により好条件が揃えば協議していくものとする。~~

~~(4) 部の新設~~

~~部の新設については、継続的な生徒数増がない限り行わない。~~

(5) 実施時期

平成27年度から実施する。

一部改定し令和7年度から実施する。

高来中学校部活動運営規定

第1条 入 会

- 1 本会には、高来中学校の生徒であれば、希望により入会できる。
- 2 入会希望者は、生徒本人及び保護者連名で所定の申込書に記入の上、提出する。

第2条 目 的

- 1 本会は、スポーツや文化的活動を通じ、生徒の健全なる心身の育成をはかる。
- 2 本会は正しい練習を通じて、技術・体力の向上をはかる。

第3条 部 活 動

- 1 活動は学校の活動の支障をきたさない範囲で保護者会の責任において運営する。
- 2 各部において定められた部費を、定められた期日に納入する。
- 3 用具代・その他一切の費用は各部においてまかなう。

第4条 練 習

- 1 指導者がついて練習することを原則とするが、指導者が不在の場合は保護者が立ち会うこととする。
- 2 時期によって、練習時間を下記の通りとする。

4月～10月、2月、3月	18時00分	完全下校
11月～1月	17時30分	完全下校

- 3 やむを得ず練習時間を延長する場合は、事前に「練習延長願」を提出し、承認を得る。
- 4 テスト前の練習停止期間は次の通りとする。

学力テスト前3日間は、部活動を中止する。
※5月末の学力テストに限っては、2・3年生は中止しない。（市中総体直前のため）

- 5 閉庁期間は、部活動を中止する。

第5条 部

- 1 この活動に次の部を置く。

[体育系]

陸上競技部 野球部 バレーボール部（男子・女子） 卓球部（男子）
ソフトテニス部（女子） 剣道部 柔道部 バスケットボール部（男子）

[文化系]

箏曲部 美術部

第6条 傷 害

- 1 部員と指導者・顧問は、本会の定めるスポーツ傷害保険に必ず加入する。
- 2 活動中の事故は、顧問・学校長に報告し、適切な処置をとる。

第7条 対外試合

休校日の対外試合に参加する場合は、指導者・保護者が必ず同行引率する。
経費の負担・万一の事故の責任は、保護者会が負う。

第8条 部役員

各部には次の役員を置く。

部長：1名 副部長：若干名 会計：若干名 指導者・顧問：若干名

第9条 外部指導者

外部指導者は、各部保護者会等の推薦により学校長が決定し委嘱する。

(※現行の学習指導要領：平成20年3月告示により、部活動が学校教育活動に位置付けられた。)

第10条 部員心得

- 1 高来中学校生徒としての誇りと自覚を持つ。
- 2 学校の規則（頭髪・服装等）を守り、買い食い・反社会的行為などをしない。
- 3 事故防止や傷害防止のため、施設・用具の点検管理に十分気をつけること。
- 4 練習を休む・遅刻・早退等は事前に届け出ること。
- 5 練習終了後はすみやかに下校する。
- 6 自転車通学生以外の生徒でも、ヘルメット着用など「自転車に関するきまり」を守ることを条件に自転車での部活動参加を認める。その際、自転車は定められた位置に駐輪する。
- 7 やむを得ない理由で退部したり、他の部へ移ったりする場合は、必ず保護者・担任の承諾（同意）を得た文書で届け出ること。

附 則

第11条 平成17年 4月1日より施行する。

平成18年10月20日より一部改正する。

平成26年4月23日より一部改正する。

平成27年5月8日より一部削除する。

平成28年5月6日より一部削除及び変更する。

平成29年5月2日より一部削除及び変更する。

平成30年4月26日より一部削除及び変更する。

令和5年4月28日より一部改正する。

令和6年5月2日より一部改正する。

【参考資料】

地域クラブ認定規定について

【クラブの組織に関すること】

- 原則、市内の児童・生徒で構成された地域クラブであること
- 活動拠点は原則として諫早市内とし、活動場所への移動については、児童生徒やその保護者の過度な負担にならないこと。
- 長崎県教育委員会及び各競技団体が主催する研修会を受講し（受講予定）、諫早市教育委員会に指導者としてとして登録されている指導者が運営に携わること。
- 継続的な地域クラブの運営を目指し、複数の役員や指導者が運営に携わっていること。
- 規約（会則）を作成しており、それらの内容が教育上、児童生徒の健全育成に際し、適正であると認められること。
- 学校活動時の怪我等に備えた災害給付と同等の報償となるスポーツ安全保険等に加入すること。

【地域クラブの活動方針や指導方針に関すること】

- 部活動のこれまでの教育的効果や意義を正しく理解するとともに、勝敗などに偏った指導にならないように努め、子どもの資質・能力の向上及び健全育成を主たる目的として活動すること。
- 体罰や暴言等の、児童生徒の人権を侵害する違法な行為を行わないこと。
- 「諫早市中学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針」に沿った活動及び活動時間を設定すること。
- 児童生徒の発達段階や健康の状態、気温等の環境を考慮し、指導内容や練習時間、水分補給や休息时间等を設定すること。また、施設管理者と連携した用具や施設の点検、保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行うなど、児童生徒の安全確保に万全を期すること。

